

型式部材等建築確認

業務エリア拡大

仮使用認定 開始のお知らせ。

8月3日(月曜)から

- 1 型式部材等の建築確認業務を始めます。
- 2 建築確認単独取扱いエリアを拡大します。
- 3 仮使用認定業務を始めます。

- 工業化住宅・特殊工法など、型式部材等製造者認証を取得した住宅等※1の建築確認の取扱いをいたします。

※1 建築基準法第68条の11のもので主要用途が専用住宅、兼用住宅、長屋住宅、共同住宅及び寄宿舍に係る建築物で延べ面積が300㎡以下かつ階数が2以下のものに限りです。

- これまでフラット35又は住宅性能評価との同時申請のみ建築確認を取扱っていた下記の地域(淡路方面・西播磨方面・但馬方面)において、確認申請単独での取扱いを開始します。

現地検査(中間・完了)の出張費等の負担もありません。

<拡大市町> 淡路方面 (淡路市・洲本市・南あわじ市(沼島を除きます。))

西播磨方面 (たつの市・相生市・赤穂市・太子町)

但馬方面 (朝来市)

- 平成27年6月1日より仮使用認定が民間確認検査機関に開放されたのを機に当センターでも仮使用認定※2の取扱いを始めます。

※2 仮使用認定は当センターにて確認検査を受けたものに限りです。

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター 住宅確認検査課

〒651-0088 神戸市中央区小野柄通7丁目1-1(日本生命三宮駅前ビル7階) でんわ 078-252-2786

<http://www.hyogo-jkc.or.jp/>

info@hyogo-jkc.or.jp

申請手数料(平成27年8月1日金額改定)

○建築確認等

(単位:円)

対象延べ面積等	対象建築物	確認	中間検査	完了検査	
				中間検査無	中間検査有
100㎡以下のもの	4号建築物	19,000	16,000	19,000	13,000
	型式部材等	18,000	15,000	19,000	13,000
	上記以外	19,000	16,000	19,000	13,000
100㎡を超え200㎡以下のもの	4号建築物	28,000	22,000	23,000	17,000
	型式部材等	27,000	21,000	23,000	17,000
	上記以外	29,000	23,000	24,000	18,000
200㎡を超え500㎡以下のもの	4号建築物	38,000	29,000	31,000	23,000
	型式部材等	37,000	28,000	31,000	23,000
	上記以外	40,000	31,000	33,000	25,000

※ **型式部材等**:新築住宅で、主要用途が専用住宅、兼用住宅、長屋住宅、共同住宅及び寄宿舍に係る建築物で、型式部材等製造者認証（建築基準法第68条の11）を受けたもの。

○仮使用認定

33,000 円